

② 厚生年金保険について

非常勤教員、暫定（定年前）再任用（短時間勤務）及び臨時的任用職員（令和 4 年 10 月以降）等（以下「非常勤教員等」という。）の在職期間中 70 歳までは、第 1 号厚生年金保険（一般厚生年金）に加入しています。

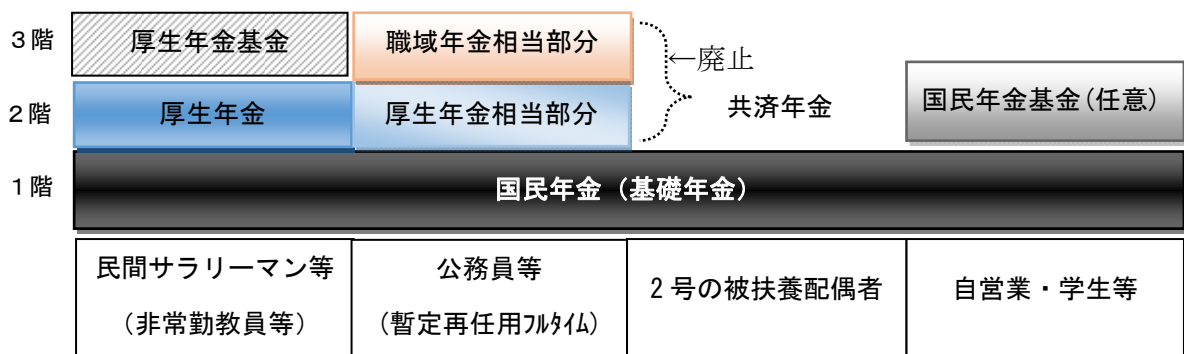
公務員共済組合加入期間がある方は、第 1 号厚生年金とは別に、第 3 号厚生年金を受給することができます。

なお、厚生年金加入中の年金については、賃金等との支給調整（P. 12 参照）があります。

【 公的年金の体系 】

厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度は、平成 27 年 10 月より厚生年金に揃えられました。

■被用者年金制度一元化前（平成 27 年 9 月まで）

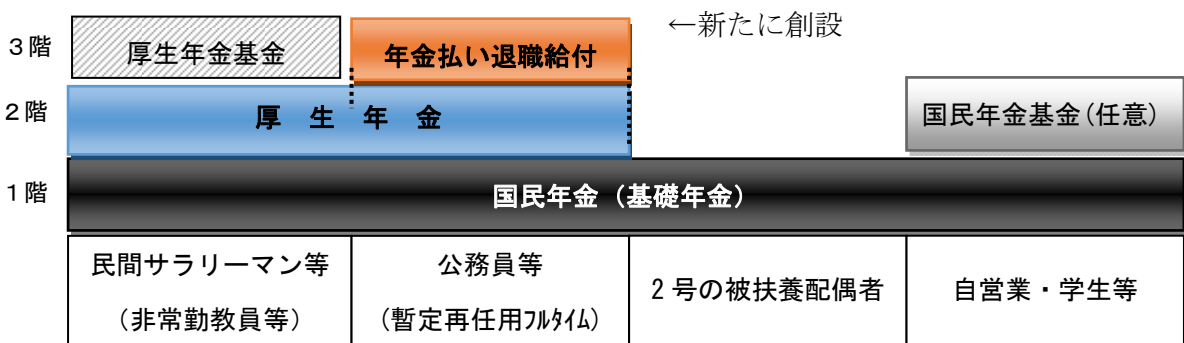


←……………第 2 号被保険者……………→ ←・第 3 号被保険者・→ ←・第 1 号被保険者・→



被用者年金制度一元化により、公務員共済組合期間のある方について一元化以降に決定する年金は、厚生年金保険法に基づく厚生年金になりました。

■被用者年金制度一元化後（平成 27 年 10 月以降）



←……………第 2 号被保険者……………→ ←・第 3 号被保険者・→ ←・第 1 号被保険者・→

【 厚生年金の種類と実施機関 】

年金を決定・支給する組織を実施機関と呼び、厚生年金の実施機関は以下のとおりです。
 なお、公務員の厚生年金期間がある方は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。

被用者年金 の種類	厚 生 年 金			
	第 1 号厚生年金 (一般厚生年金)	第 2 号厚生年金	第 3 号厚生年金	第 4 号厚生年金 (私学厚生年金)
		(公務員厚生年金)		
加入者	民間企業勤務、 非常勤教員等	国家公務員	地方公務員等 (公立学校教職員を含む)	私立学校教職員
実施機関	日本年金機構 (年金事務所)	国家公務員共済組合 (文部科学省共済組合等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、 東京都職員共済組合等)	日本私立学校振興・ 共済事業団

【 特別支給の老齢厚生年金（65 歳未満） 】

生年月日により支給開始年齢が異なりますので、下図の支給開始年齢に達したときに、請求することになります。ただし、女性の一般厚生年金（第 1 号厚生年金）のみ、支給開始年齢が、下図のとおり男性の支給開始年齢より早くなっています。

なお、公務員厚生年金（第 2 号、第 3 号厚生年金）及び私学厚生年金（第 4 号厚生年金）の支給開始年齢は、性別に関係なく、一般厚生年金（第 1 号厚生年金）の男性と同じ年齢になります。

■一般厚生年金（第 1 号老齢厚生年金） 支給開始年齢

生年月日	▼60 歳	▼61 歳	▼62 歳	▼63 歳	▼64 歳	▼65 歳
男 S24. 4. 2～S28. 4. 1 女 S29. 4. 2～S33. 4. 1	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金 老齢基礎年金
男 S28. 4. 2～S30. 4. 1 女 S33. 4. 2～S35. 4. 1		特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金
男 S30. 4. 2～S32. 4. 1 女 S35. 4. 2～S37. 4. 1			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金 老齢基礎年金
男 S32. 4. 2～S34. 4. 1 女 S37. 4. 2～S39. 4. 1				特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金
男 S34. 4. 2～S36. 4. 1 女 S39. 4. 2～S41. 4. 1					特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男 S36. 4. 2～ 女 S41. 4. 2～						老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性の「特別支給の老齢厚生年金」は令和 6 年度末で終了						

<特別支給の老齢厚生年金の額>

報酬に比例し、平均標準報酬（月）額と加入期間に基づき算出されます。

【 老齢厚生年金（65 歳になったとき） 】

65 歳支給開始の「(本来支給の) 老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金（国民年金）」を請求することになります。

また、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されていた方は、65 歳になると「特別支給の老齢厚生年金」が「老齢厚生年金」に切り替わります。

< 老齢厚生年金の年金額 >

報酬に比例し、平均標準報酬（月）額と加入期間に基づき算出されます。

< 加給年金額 >

厚生年金被保険者期間が 20 年以上※ある方が、65 歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする下表対象者がいる場合に支給されます。

ただし、加給年金対象者が 20 年以上の加入期間を有する老齢厚生(退職共済)年金の受給権が発生する（特別支給含む）又は障害年金を受給している間は支給停止になります。

また、配偶者が 65 歳になると加給年金額はなくなりますが、配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じて加給年金額の一部が「振替加算」として加算されます。

対象者	加給年金額	年齢及び支給要件
配 偶 者	408,100 円	65 歳未満であること。年収 850 万円未満（又は所得額が 655.5 万円未満）であること。
1 人目・ 2 人目の子	各 234,800 円	18 歳到達年度の末日までの間の子 又は 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子
3 人目以降の子	各 78,300 円	

（令和 6 年度）

※加給年金額の支給要件の 20 年とは、被用者年金一元化に伴い、第 1 号から第 4 号までの厚生年金保険の被保険者の合算加入期間となりました。

非常勤教員等、第 1 号厚生年金期間が 20 年未満であっても、第 3 号厚生年金（公務員共済組合）期間を足して 20 年以上となる場合は、加給年金額の支給対象となります。加給年金額対象者がいる場合、原則として期間の長い方の老齢厚生年金に加算されます。

【 在職中の年金の支給停止 】

一元化により、被用者年金加入中の年金の支給調整方法が変わりました。

厚生年金保険法に基づく支給停止方法に揃えられ、第1号から第4号の受給しているすべての老齢厚生年金の月額を合算した基本月額と就職先での総報酬月額相当額により支給停止額を計算した後、それぞれの年金の月額の金額で按分し、支給停止額を算出します。

① 基本月額：(受給しているすべての老齢厚生年金※) ÷ 12

(※一元化前に決定した退職共済年金については、そのうち厚生年金相当部分)

② 総報酬月額相当額：対象月の標準報酬月額＋対象月以前1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12

＜支給停止額（月額）＞ （令和6年度）

ア ①＋② ≤ 50 万円の場合

支給停止額はありません。

イ ①＋② > 50 万円の場合

支給停止額(月額) = (①＋②－50 万円) ÷ 2

【 障害厚生年金 】

厚生年金保険加入(共済組合員期間を含む。)中に初診日がある傷病により、通常の生活に困難がある、仕事に支障があるなど一定の障害状態（障害等級1級～3級）に認定された場合に支給されます。

受給要件は次のとおりです。

- (1) 厚生年金保険加入（共済組合員期間を含む。）中に、その傷病の初診日があること。
- (2) 初診日から起算して、原則1年6月を経過した日（以下「障害認定日」という。）に、障害等級が1級から3級までの状態にあること。
- (3) 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること。

＜注意点＞

- ・ 障害認定日に障害等級1級から3級までに該当しない場合でも、65歳になるまでに、症状が悪化した場合は、改めて障害状態の認定請求をすることができます。
- ・ 障害等級は身体障害者手帳の等級とは異なります。
- ・ 次の症例に該当する方には障害認定日の特例があります。

「上肢・下肢の切断・離断」「人工骨頭・人工関節の挿入・置換」「心臓ペースメーカー・植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着」「人工透析療法の施行」「人工膀胱・人工肛門の造設、尿路変更術の施行」「喉頭の全摘出」「在宅酸素療法」等

<請求を希望される場合の問合せ先>

- ・初診日に加入していた共済組合、年金事務所等へお問い合わせください。
- ・共済組合加入期間→該当の共済組合
- ・非常勤教員等の期間→日本年金機構（年金事務所）

<特別支給の老齢厚生年金にかかる障害者特例請求>

特別支給の老齢厚生年金の支給中は、厚生年金加入中に初診日のない傷病(子供の頃の疾病や退職してからの怪我等)でも、障害等級 1 級から 3 級までに認定された場合、老齢厚生年金の障害者特例請求ができます。

要件は厚生年金に加入していないことです。該当した場合、基礎年金相当の定額部分と加給年金額（対象者がいる場合）が加算されます。

なお、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢、支給期間は性別や生年月日により異なります（P.10 で確認してください）。

【 遺族厚生年金 】

次の(1)から(5)のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- (2) 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から 5 年以内に死亡したとき。
- (3) 1 級・2 級の障害厚生年金（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき。
- (4) 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき※。
- (5) 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき※。

※（4）、（5）は厚生年金の被保険者期間等が 25 年以上ある場合に限る。

■ 遺族の範囲と受給の順位

死亡の当時その方と生計を共にし、かつ恒常的収入が 850 万円（所得額では 655 万 5 千円）未満であることが必要となります。

順位	遺族	摘要
1	配偶者及び子	●夫は 55 歳以上 ●子は 18 歳に到達年度の末日まで又は 障害の等級が 1 級・2 級で 20 歳未満
2	父母	55 歳以上
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

<注意点>

- ・死亡した方が保険料を滞納している場合、別途納付要件があります。
- ・遺族厚生年金の請求の際は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

Q 1 以前に公立学校で正規教員として勤務していた期間についての問合せ先はどこになりますか。

A 公立学校共済組合の年金制度に加入歴があり、年金待機者となっている方の問合せ先は、勤務していた都道府県を問わず、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）が相談窓口となります。

Q 2 65 歳からの老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか。

A 老齢厚生年金の支給開始年齢（65 歳）の誕生日の 1 ～ 2 か月前に、最後に加わっている（していた）実施機関（日本年金機構や公立学校共済本部）から請求書が御自宅宛てに送付されますので、提出をしてください。

Q 3 特別支給の老齢厚生年金請求の手続はどうすればよいですか。

A 支給開始年齢（P. 10 参照）が近づくと、日本年金機構から請求書等が御自宅に送付されますので、請求書を提出して手続きをすることになります。
なお、男性の方の「特別支給の老齢厚生年金」は、令和 6 年度末で終了しています。

Q 4 雇用保険の失業給付を受けると老齢厚生年金は支給停止となりますか。

A 「特別支給の老齢厚生年金」を受給している 65 歳未満の方が、雇用保険による基本手当（失業給付）を受給する間、「特別支給の老齢厚生年金」は全額支給停止となります。